

## 平成30年度以前の配偶者控除および配偶者特別控除

### 配偶者控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円（給与収入のみの場合、収入で103万円）以下の場合に、以下の表のとおりに控除が受けられます。

一般配偶者	33 万円
老人（70歳以上）の配偶者	38 万円

### 配偶者特別控除

本人の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみの場合、収入で1,220万円）以下の場合に、生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）で配偶者控除に該当しないとき、配偶者の合計所得金額に応じて、以下の表のとおりに控除が受けられます。

配偶者の合計所得金額 （給与収入のみの場合の収入金額）	控除額	配偶者の合計所得金額 （給与収入のみの場合の収入金額）	控除額
38万円超 45万円未満 （103万円超 110万円未満）	33 万円	65万円以上 70万円未満 （130万円以上 135万円未満）	11 万円
45万円以上 50万円未満 （110万円以上 115万円未満）	31 万円	70万円以上 75万円未満 （135万円以上 140万円未満）	6 万円
50万円以上 55万円未満 （115万円以上 120万円未満）	26 万円	75万円以上 76万円未満 （140万円以上 141万円未満）	3 万円
55万円以上 60万円未満 （120万円以上 125万円未満）	21 万円	76万円以上 （141万円以上）	0 円
60万円以上 65万円未満 （125万円以上 130万円未満）	16 万円		